

令和8年度双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務 仕様書

1. 業務の目的

双葉町は、令和4年8月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、町内の居住人口拡大のため、生活環境の整備や移住・定住促進のための情報発信等に取り組んできたところ。一方で町内居住人口は依然として震災前の3%に留まっており、居住人口のさらなる拡大には、ハード面の充実が急務である。

そこで、「令和8年度双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務」(以下「本業務」という。))において、将来の移住候補者を育む「関係人口」の層を広げることを目的に、町の現状を正確かつ魅力的に発信し、外部との交流機会を創出する。風評に惑わされない双葉町の現状と可能性を広く共有し、「町の再生に自分も関わりたい」と思う人材を増やすことで、生活環境が整ったタイミングでの移住や二地域居住等へとつなげる。

具体的には、サミットの開催、メッセンジャーインレジデンスの実施、ツアーモデル開発を実施することとする。これらの取組については、個別に実施するだけでなく、相互に連動させることで、町に関心を持った人材との継続的な関係形成及び町内外の共創的な取組の創出につなげることを目指す。

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日までとする。

3. 実施場所

双葉町役場(双葉町大字長塚字町西73-4)
その他、委託者が必要と認める場所

4. 業務内容

(1) サミット(イベント)の開催

- ・以下の内容に基づき、複数回のイベントを開催する。都市部での開催と町内での開催を組み合わせるなど、参加者層の裾野を広げ、現地での体験につなげる二段階構成を基本とする。
- ・また、町の将来を考える営みを一過性のイベントに終わらせることなく、開催後も議論や活動が継続していくような仕組みを構築し、「関係人口の創出・拡大」にとどまらず、町民と町外の関係人口が協働しながら復興や地域づくりに取り組む実践の土台となることを目指す。

1 イベントの企画

(ア) 目的・テーマ設定

- ・町内外の多様な関心層(著名人、専門家、町民、学生、企業、地域プレイヤー等)が双葉町の未来をともに考える場を設計することを目的とする。
- ・具体的には、町内外の人々が対話を通じて互いの視点や想いを共有し、それぞれの立場から双葉町の未来に関わる機会を創出することで、町民の声と町外からの多様な知見を起点に、新たなアクションの芽を共に育てる場とする。

(イ) 過年度ネットワーク、論点の整理及び住民意見の収集

- ・過年度のサミットにおける登壇者、参加者、協力者、メディア関係者等を整理し、継続的な発信、再訪、企画協力、個別事業への関与等の可能性を整理すること。

- ・また、過年度の議論を踏まえ、町の現況、双葉町復興まちづくり計画(第四次)等のまちづくりの計画内容、メッセージインレジデンス等との接続可能性を整理すること。
 - ・整理に当たっては、単に過年度の登壇者やテーマを一覧化するだけでなく、今年度サミットで継続して扱うべき論点、深掘りすべき論点、別事業に接続すべき論点、今年度は扱わない論点を区分すること。
 - ・イベントの開催前に、町民等を対象とした事前意見交換の機会を設けること。当該機会では、今年度のイベントで扱うテーマ等を共有し、町民から見た課題感や期待を把握すること。
- (ウ) プログラム設計
- ・(ア)(イ)に基づき、トークセッションを核とする、地元食材を用いた体験(郷土料理の提供等)等を組み合わせた複合プログラムを構成する。
 - ・なお、具体的な内容及び開催場所は発注者と協議の上、決定する。
- (エ) 登壇者・協力者調整
- ・登壇者(10名程度)については、双葉町にゆかりのある人材、都市計画やコミュニティ活性化等の専門家、民間事業者等、双葉町の発展に資する知見や、関係人口創出の機運を醸成する上で高い知名度を有する者を(イ)を踏まえてリストアップし、発注者に提示すること。
 - ・また、町民自身が登壇者として関わるなど、地元の想いや課題感が発信され、外部との共創的な対話が生まれるよう配慮すること。
 - ・登壇者については、当日の登壇にとどまらず、登壇後の関わりについても本業務で方向性を整理し、登壇者について意向をフォローすること。
 - ・地域経済への波及効果を目的に、イベントに必要な飲食店等の地域事業者との連携・調整を行う。
- (オ) 会場・日程設定
- ・バリアフリー対応を満たす会場を確保し、必要に応じてハイブリッド配信環境を整備する。
 - ・会場設定に当たっては、参加者及び登壇者が不自由なく内容を追えるよう、投影資料、登壇者導線、スクリーンの見え方、配信環境、音響、受付・誘導等について事前に確認すること。
 - ・その他イベント開催にあたって必要な調整を行う。
- 2 情報発信
- (ア) 広報戦略策定
- ・イベント開催前・当日・開催後の3フェーズ別にターゲット、媒体、発信内容、成果指標等を盛り込んだ広報戦略を策定する。
 - ・開催後の発信については、単なる開催報告にとどめず、議論内容を整理した記事を作成し、掲載場所、公開時期、周知方法を整理したうえで、町ホームページやメディア掲載等を通じて発信すること。
- (イ) 情報発信
- ・戦略に基づき、プレスリリース、SNS ショート動画等を計画的に配信する。
- 3 イベントの開催
- (ア) 運営準備
- ・スタッフ配置計画や受付・誘導・飲食・配信オペレーション等を含めた運営マニュアルを作成するとともに、イベントを円滑に開催するための体制を構築する。
- (イ) 当日運営
- ・運営マニュアルに基づき、イベントを実施し、参加者及び登壇者に対してアンケートを実施する。
- 4 分析・評価
- (ア) データ収集・分析

- ・参加者数・属性(年代／居住地／関係性)、イベント満足度等のアンケート結果や、SNSインプレッション・エンゲージメント、メディア掲載件数等の広報実績を集計し、成果指標に対する到達度等を評価する。
- (イ) 改善提案
- ・分析結果を踏まえ、次年度以降のテーマ・プログラム改善案・ターゲット拡大策・コスト効率策等を提案する。
- (2) メッセンジャーインレジデンスの実施
- 1 企画・設計
- (ア) 目的・テーマ設定
- ・クリエイターの滞在制作を通じて双葉町の関係人口創出と風評払拭を図る枠組みとする。
 - ・具体的なテーマ設定は発注者と協議の上、決定する。
- (イ) クリエイターの選定
- ・アーティスト、写真家、映像作家、ライター、起業家等、多様な職種からなるクリエイターを3名程度招聘することとする。
 - ・選定にあたっては、①実績(受賞歴等)、②双葉町との親和性、③発信力・拡散効果(SNSフォロワー等)評価指標とし、候補者リストを作成して発注者と協議の上、決定する。
- 2 作品制作・情報発信
- (ア) 作品制作
- ・事前の滞在計画に基づき、制作を実施する。
 - ・クリエイターの求めに応じて、現地でのアテンド等必要な調整を行う。
 - ・クリエイターへの手当・謝金の支払いを行う。
 - ・制作物については、発注者に二次利用可能な形で納品すること。
- (イ) 情報発信
- ・現地滞在后3か月以内を目安に、作品を国内外に発信することとし、原則として令和9年1月29日までに発信を完了すること。具体的な発信媒体や時期等は発注者と協議の上、決定する。なお、外部媒体による発信だけでなく、町ホームページ等を通じて広く町民及び関係者が確認できるよう整理・公開することに留意する。
 - ・発信後は速やかに発注者に報告することとし、必要に応じてフォローアップ報告を行う。
- 3 分析・評価
- ・発信効果を定量・定性で評価し、次年度以降のテーマ等を提案する。
 - ・クリエイターに対し、今後の町への関与意向をフォローアップすること。その際、継続的な関与意向を示した者に対しては、発注者含む関係者へのつなぎ等必要な初動対応を行うこと。
- (3) ツアーモデルの開発調査
- ・昨年度の調査結果を踏まえ、ツアーモデルを町が次年度以降に活用できる有償プログラムとして具体化し、提供可否を判断できる状態にすることを目的とする。
- 1 関係者協議及び実施体制の具体化
- ・ツアーの提供可否を判断するため、町、まちづくり会社、旅行会社等の町内・近隣町村事業者、語り部・飲食店・宿泊・交通関係者等のコンテンツ等の提供者、訪問・見学先等との具体的な協議を行う。
 - ・関係者協議にあたっては、単なる協力依頼にとどめず、ツアーを実際に提供する場合の役割分担、実施体制、受入負担、必要経費、収支、法規制、リスク、継続実施の可否や課題を確認すること。
 - ・出口設計を踏まえ、地域のコーディネート主体となる可能性について、役割、必要な体制、費用、町との関係を具体的に検討し、その候補者と具体的に協議すること。

- ・なお、関係者協議の結果、昨年度調査で整理した内容からさらに深掘りが必要と認められる事項については、必要な調査を行い、提供可否判断に必要な情報を補足すること。
 - ・また、協議結果については、庁内協議、関係者協議等で使用できるよう、論点、選択肢、メリット・デメリット、必要な体制、費用、リスク、次に決めるべき事項を分かりやすく整理した資料を作成すること。
- 2 ツアー内容の具体化
- ・昨年度までに整理した地域資源、需要側ニーズ、モデルコースの検討結果及び関係者協議の結果を踏まえ、ツアー内容を具体化する。
 - ・ツアー内容は、単なる訪問先の羅列とせず、参加者が双葉町の現在地、課題、可能性を理解し、今後の関与を考えられる構成とすること。
 - ・具体的には、導入、現地理解、町内人物又は関係者との対話、体験又は現場視察、参加者同士のディスカッション、振り返り、次の関与提案を含む構成とすること。
 - ・福島第一原子力発電所関連施設、中間貯蔵施設、東日本大震災・原子力災害伝承館、町内事業者、町内施設、町内で活動する人材等との調整を行い、参加者にとって魅力ある行程案を作成する。
- 3 価格、収支及び地元還元等の具体化
- ・昨年度までに把握した支払意思、モデルツアーの実費、返礼品化等に関する収支試算及び関係者協議の結果を踏まえ、商品類型ごとに価格案、原価、収支、地元還元を具体化すること。
- 4 次年度以降の提供開始に向けた制度・運営設計及び実施方針の整理
- ・本年度の検討、関係者協議、必要な追加調査、価格・収支試算等を踏まえ、ツアーモデルを次年度以降に町が活用できる有償プログラムとして提供開始できるよう、必要な制度設計、運営ルール及び調整事項を整理すること。
5. 実施体制
- ・受注者は定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催する。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議（Zoom）等を利用する想定であるが、詳細は発注者と議論のうえ決定すること。各会議の開催にあたっては、進捗報告書、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。
6. 留意事項
- (1) 本契約に係る成果物の著作権、所有権等の権利は、業務終了後委託者に譲渡するものとする。また、委託者は、成果物について、関係人口創出に寄与する範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
 - (2) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者は、委託者の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
 - (3) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本町の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、委託者と協議の上で決定するものとする。
7. 成果物
- (1) 事業実施計画書（各仕様項目の実施計画） 一式
 - (2) 業務報告書（打合せ簿、完了報告） 一式
 - (3) メッセンジャーインレジデンスの制作物・発信物 一式
 - (4) その他、この仕様書に記載のない資料を発注者が提出を求める場合は、発注者が様式を定め具体的に指示を行う 一式